

# 社会福祉法人多久市社会福祉協議会訪問介護事業所事業計画

## 1 基本方針

介護保険法に基づく法令の主旨に従い、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう入浴・排泄・食事等の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。

## 2 事業内容

介護保険法に規定されている「訪問介護事業」を適正に実施する。

### (1) サービス申し込みの調整

- ① 居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターから依頼の受付
- ② 依頼者宅等へ訪問し、サービス内容などの説明
- ③ 利用にかかわる契約書・重要事項説明書作成
- ④ 介護保険以外における申し込み対応（生活管理指導員派遣・障害者自立支援・移動支援・さわやか）

### (2) 訪問介護計画書及び担当ヘルパーへの必要書類の作成

### (3) 訪問介護計画書の説明

### (4) 初回訪問時にサービス内容の確認

### (5) サービス提供の開始

### (6) 担当ヘルパーの勤怠管理

### (7) 定期訪問によるモニタリング

### (8) 関係機関との連携、サービス担当者会議への参加

### (9) 自立支援サービス及び地域支援事業の給付管理

### (10) 各種研修・会議への参加

### (11) 利用者からの相談・苦情処理に関する業務